（雑則）

第十条　この省令に定めるもののほか、高等学校卒業程度認定審査の実施に関し必要な事項は、文部科学大臣が定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（学校教育法施行規則の一部改正）

第二条　学校教育法施行規則の一部を次のように改正する。

第百五十条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

○厚生労働省令第七十四号

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七号）の施行に伴い、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和四年四月一日　厚生労働大臣　後藤　茂之

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（就職促進手当） **第一条の四**　法第十八条第一号に掲げる給付金（以下「就職促進手当」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする。 一・二　（略） 三　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳の発給を受けている者（以下「沖縄失業者求職手帳所持者」という。） 四～七　（略） 2～15　（略） （就業支度金） **第六条**　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号。次条第一項において「令」という。）第二条第一号に掲げる給付金（以下「就業支度金」という。）は、次の各号のいずれかに該当する求職者であつて、当該各号に定める期間内に、公共職業安定所の紹介により継続して雇用される労働者として雇い入れられ、又は事業（当該事業により当該求職者が自立することができると公共職業安定所長が認めたものに限る。）を開始したもの（就業支度金又は漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号。以下「支給基準省令」という。）第七条第一項に規定する自営支度金若しくは支給基準省令第八条第一項に規定する再就職奨励金の支給を受けた者を除く。）に対して、支給するものとする。 一　（略） 二　沖縄失業者求職手帳所持者　沖縄振興特別措置法第七十条第一項第一号の失業の日の翌日から起算して二年（沖縄県の区域内に住所又は居所を有する者にあつては、三年） 三～五　（略） 2　（略）	（就職促進手当） **第一条の四**　法第十八条第一号に掲げる給付金（以下「就職促進手当」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする。 一・二　（略） 三　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十八条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳の発給を受けている者（以下「沖縄失業者求職手帳所持者」という。） 四～七　（略） 2～15　（略） （就業支度金） **第六条**　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号。次条第一項において「令」という。）第二条第一号に掲げる給付金（以下「就業支度金」という。）は、次の各号のいずれかに該当する求職者であつて、当該各号に定める期間内に、公共職業安定所の紹介により継続して雇用される労働者として雇い入れられ、又は事業（当該事業により当該求職者が自立することができると公共職業安定所長が認めたものに限る。）を開始したもの（就業支度金又は漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号。以下「支給基準省令」という。）第七条第一項に規定する自営支度金若しくは支給基準省令第八条第一項に規定する再就職奨励金の支給を受けた者を除く。）に対して、支給するものとする。 一　（略） 二　沖縄失業者求職手帳所持者　沖縄振興特別措置法第七十八条第一項第一号の失業の日の翌日から起算して二年（沖縄県の区域内に住所又は居所を有する者にあつては、三年） 三～五　（略） 2　（略）

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（手帳の発給） **第七条**　（略） 2　法第二十二条第四号の厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める要件は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十条第一項の規定により沖縄失業者求職手帳の発給を受けた者（当該沖縄失業者求職手帳が同条第二項の規定によりその効力を失つた日から一年を経過している者を除く。）又は受けることができる者でないこと。 六～八　（略） 3～5　（略）	（手帳の発給） **第七条**　（略） 2　法第二十二条第四号の厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める要件は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十八条第一項の規定により沖縄失業者求職手帳の発給を受けた者（当該沖縄失業者求職手帳が同条第二項の規定によりその効力を失つた日から一年を経過している者を除く。）又は受けることができる者でないこと。 六～八　（略） 3～5　（略）